

第34回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第34回岩手町農業委員会総会は、令和5年4月20日、午後3時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法により貸借された農地の解約について

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第7 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

2番 乙茂内 丈久

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

6番 福士 好子

7番 府金 秀一

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 五十嵐 美穂

農地利用最適化推進委員 白籟 康夫

(開会時刻 午後3時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第34回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

1番佐々木金見委員、2番乙茂内丈久委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長をお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第1号

議 長 日程第4、報告第1号、農地法により貸借された農地の解約について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 議案書は、4ページをご覧ください。

農地法により貸借された農地の解約について、貸借の合意解約の通知があったので報告するものでございます。

5ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、大字沼宮内第30地割地内の畑1筆10,460㎡について、借受けて耕作していた方が耕作できないことにより、双方合意により解約するものでございます。なお、この後の議案により、近くの農業者の方が引き続き耕作していくとのことで提案させていただくものでございます。

以上、事務局説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎議案第1号

議長 長 日程第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第1号。議案書は、6ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

7ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、先ほど報告しました大字沼宮内第30地割地内の畑1筆10,460㎡について、借受ける方が増反するため労力不足である所有者から、年額54,630円で5年間貸借するものでございます。

場所につきましては、8ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わりますが、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議長 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

白旗推進委員 現地調査の結果について、推進委員の白旗から報告いたします。

本日、午前9時から府金委員、五十嵐推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請の受付番号1番の農地について報告します。

1番の農地は、●●の北側約800メートルの一戸町との町境にあり、畑として管理されておりました。

譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

9 番 幅 委 員 一反歩当たりになると、いくらなのか。

局 長 補 佐 約5,200円です。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第6、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は、9ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し、同条第3項の規定により意見の決定を求めらるるものでございます。

10ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、大字沼宮内第20地割地内の田1筆769㎡について、駐車場として所有者の方が、ご自分が経営している有限会社へ記載の月額5万円で貸借するものでございます。

場所につきましては、11ページをご覧ください。

事業計画等詳細につきましては、12ページから15ページをご覧ください。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いします。

また、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

議 長 続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

五十嵐推進委員 現地調査の結果について、推進委員の五十嵐から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号1番の農地転用の件について報告します。

申請地は●●に隣接した所がありました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。以上で報告を終わります。

副 主 任 続きまして、私の方から県知事に対する意見書・調査書について説明します。

受付番号1番の申請について説明いたします。申請理由は、先ほど局長補佐より説明いたしました通り、借受人であります建設会社が所有している重機等の駐車場として使用するために、議案書10ページに記載してある金額にて貸出人から賃借するものであります。

14ページ、15ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

総じて許可足りうる案件であると考えられます。以上で説明を終わります。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。では、質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第3号

議 長 日程第7、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は16ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

17ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、大字川口第13地割地内の登記地目が畑、現況が宅地となっている78㎡について、昭和47年頃から隣接宅の共通通路として使用し、現

在に至っているものでございます。

場所につきましては、18ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

白旗推進委員 現地調査の結果について、推進委員の白旗から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号1番の農地について報告します。

1番の対象地は、●●の向かい側の所であり、申請の通り通路としての使用が見られ、長期間宅地扱いで利用されていたのを確認いたしました。

対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第34回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時50分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

1 番

2 番